

すこやか



令和7年1月
鴨池小学校 保健室
ほけんだより (保護者用)



新しい年がスタートしました。毎年この時期は、感染症が流行しますが、今年も、年末から引き続いてのインフルエンザが流行しています。朝のお子さんの様子をみられ、体調がすぐれないときの無理な登校は控えていただくようお願いいたします。もし、下の感染症にり患した場合は、学校への連絡と休養をお願いいたします。(診断書等の提出は必要ありません)

学校伝染病

出席停止になるのは、こんなときです

学校伝染病は、学校保健安全法に定められた伝染病のことをいいます。いずれの場合も、医師の診断をうけ、かかったら必ず学校に連絡をしてください。そして、定められた出席停止期間は、治療に専念してください。(診断書の提出は必要ありません。)

●第2種：学齢期の子どもがかかりやすい感染症



病名	出席停止期間
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳がなくなるまで、または5日間の適正な抗生物質による治療終了まで
麻疹 (はしか)	熱が下がって3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺等のはれが発現した後5日を経過し、かつ全身状態がよくなるまで
風疹 (三日ばしか)	発疹が消えるまで
水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	主な症状が消退し2日間を経過するまで
結核	病状により医師が感染のおそれがないと判断するまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと判断するまで

●第3種：第1種・第2種以外で子どもがかかりやすい感染症

病名	出席停止期間
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状の軽快後1日を経過するまで
流行性角結膜炎, 感染性胃腸炎, リング病, 伝染性膿痂疹, 手足口病, 溶連菌感染, 腸管出血性大腸菌感染症(O-157) など	医師が感染のおそれがないと認めるまで

